

Q39 町内会、商工会等の名義の貯金等は、名寄せに関するどのような扱いとなるのですか。

Ans.

- ① 団体名義の貯金等については、団体が法人である場合や、「権利能力なき社団・財団」に該当する場合は、その団体が1貯金者として取り扱われます。
- ② 町内会の場合、例えば、地方自治法第260条の2^(注)の認可を受け法人とされる場合や、実態が「権利能力なき社団・財団」の要件(Q33を参照してください)に該当する場合は、その町内会は1貯金者となり、団体名義で積み立てられた貯金等は構成員各人の貯金等としては名寄せされません。
一方、任意の団体として扱われた場合は、各構成員の貯金等として分割され、各構成員の貯金等として名寄せされることになります。

(注) 地方自治法第260条の2【地縁による団体】
「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」
- ③ また、商工会については、商工会法第4条に基づき法人格を有しているため、商工会名義の貯金等であれば商工会自体が1貯金者となり、構成員各人の貯金等としては名寄せされません。

Q40 マンション管理組合の貯金等は、名寄せに関するどのような扱いとなるのですか。

Ans.

- マンション管理組合が、建物の区分所有等に関する法律第47条に基づく登記がなされ法人とされる場合や、実態が「権利能力なき社団」と認められるとき(Q33を参照してください)は、1貯金者として扱われ、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金は全額、決済用貯金以外の貯金等については1,000万円までの元本とその利息等の合計額が付保貯金額となります。
- 一方、任意の団体として扱われた場合は、各構成員の貯金等として分割され、各構成員の有する他の貯金等と名寄せされることになります。